

令和8年度 保育所等利用調整基準表

(基礎点数)

事由	保護者の状況	月平均勤務(就学)時間										【市記入欄】	
		170 時間以上	160 時間以上	140 時間以上	128 時間以上	112 時間以上	96 時間以上	64 時間以上	48 時間以上	48 時間未満	点数① /	点数② /	
1 就労	正規職員・非正規職員	11	0	-1	-2	-3	-4	-5	-6	-7	父	父	
	自営業・農林水産業	中 心 者	11	0	-1	-2	-3	-4	-5	-6			点数
			7	160 時間以上	128 時間以上	96 時間以上	48 時間以上	48 時間未満					減点
	内 職	4	0	-1	-2	-3	-4	-5	-6	-7			母
2	産前・産後休暇 育児休業	6									母	母	
	妊娠・出産	6											基礎
3 疾病負傷	入 院	12											減点
	常 時 安 静	11											基礎
	上 記 以 外	5											減点
	精神性	常 時 要 支 援	11										調整1
		上 記 以 外	8										調整2
	障がい	重 度	11										調整3
		上 記 以 外	8										調整4
													調整5
4	同居親族 介護看護	入 院 付 添	11								合計	合計	
		障がい重 度	7										
		上 記 以 外	5										
5	災 害	復 旧	12										
6	求 职	中	2										
7	就 学 ・ 職 業 訓 練		8	120 時間以上	96 時間以上	48 時間以上	48 時間未満						
				0	-2	-4	-8						
8	関係行政機関との調整	13											

(調整点数)

項目	内 容	点数
A きょうだいの状況	きょうだいが在籍している保育所等への申込みの場合（幼稚園部を除く）	+4
	きょうだいが同時に利用調整を希望する場合（3人以上の場合も含む）	+1
B 当該児童の状況	当該児童が集團保育可能な障がい児（障害者手帳等で確認できる場合に限る）の場合	+2
C 保護者の就労状況等	保護者のいずれかが、長期間の単身赴任等（本市に隣接している市町で勤務している場合は除く）により常時家庭にいない場合	+1
	保護者のいずれかが、育児休業期間の満了による申込みの場合（※）	+2
	妊娠・出産を事由とする場合で、常時安静が必要であると認められる場合	+5
	ひとり親で求職中を事由としている場合	+2
	ひとり親で職業訓練等を行っている場合	+2
	保護者のいずれかが、自営業・農林水産業の協力者で、直近の源泉徴収票や中心者の確定申告書等で専従者給与の支払いが確認できる場合	+2
	保護者のいずれもが、自営業・農林水産業の協力者で、直近の源泉徴収票や中心者の確定申告書等で専従者給与の支払いが確認できる場合	+4
	市内の認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業所に勤務する保育士である場合	+3
D 世帯の状況	当該利用希望年度の入所決定を辞退したことがある場合（1回目）※きょうだいが当該年度に既に申込みをして辞退した場合も対象	-5
	当該利用希望年度の入所決定を辞退したことがある場合（2回目以降）※きょうだいが当該年度に既に申込みをして辞退した場合も対象	-10
	保護者のいずれかが、離別・死別・未婚・行方不明等によりいない場合	+12
	生活保護受給中であって、就労（見込みを含む）を事由とする場合	+2
	令和8年4月1日時点で65歳未満の同住所の祖父母（昭和36年4月2日生まれ以降）の保育を必要とする理由が確認できない（同住所の祖父母の「保育を必要とする証明書」等の提出がない、保育を必要とする事由に該当しない）、または求職中の場合（※）	-3
	両親又はひとり親の死亡・離別・行方不明・拘禁等により親子別居となり、祖父母等が監護している場合	+1
	児童の健全な成長に関し、特別な支援を要すると認める場合（事由8（関係行政機関との調整）による場合を除く）	+2

(※) …連携施設の決定に伴う利用調整は除く

(合計点数が同点の場合の優先順位 ※1から順に比較する)

比較項目	優先度	
	高い	低い
1 「新規申込」と「転園申込」	新規	転園
2 「基礎点数平均」 ※育児休業延長希望意向調査書を提出している場合は基礎点数平均に関わらず優先度「低」とする	高	低
3 希望園が第1希望	該当	非該当
4 障がい者のいる世帯	該当	非該当
5 多胎児の申込	該当	非該当
6 同一世帯内の就学前きょうだいの数	多	少
7 同一世帯内の小学校6年生以下のきょうだいの数	多	少
8 ひとり親世帯	該当	非該当
9 近接地（本市に隣接している市町）以外の勤務地	該当	非該当
10 保護者の市内在住年数の長い世帯（保護者の在住期間が異なる場合は長い方を基準とする。） ※再転入等の場合は、直近の転入からの在住年数とする。	長	短
11 申請保護者の自宅から希望園までの直線距離 ※利用希望月前までに転入・転居予定の場合、転入・転居後の住所を使用する（ただし申込締切までに住所が分かる書類の提出がある場合に限る）	短	長